



事例—1

草刈り作業中に飛石により
フロントガラスを破損させた



事例—2

自転車運転中（就業途上）
子供にぶつけてケガさせた



事例—3

清掃作業中に容器を倒して
破損させた

シルバー人材センターが提供した仕事に従事中、万一他人にケガをさせたり、他人所有の財物に損害を与えた場合、又は受託中の事故については、次の表を限度額として損害賠償保険の適用となります。

第三者に損害を与えた場合は、速やかにシルバー人材センター事務局にご連絡ください。

保 険 金 額		
対人賠償	1名につき	3,000万円
	1事故につき	1億円
対物賠償	1名につき	1,000万円
	1事故につき	1,000万円
受託者賠償事故	1事故につき	1,000万円
(注) 事故負担額（免責額）は、1事故につき1万円です		

◆ 注意事項

- (1) 交通事故の場合は、速やかに警察に届けてください。
- (2) 相手をケガさせて場合は、速やかに救急車を呼ぶ等、被害者の救済を最優先させてください。
- (3) 会員がケガをして入院・通院した場合は、領収書等が必要な場合がありますので保管しておいてください。
- (4) 庭木や骨董品など価格(損害額)のはっきりしないもの、原因が特定できない場合、或いは過失割合等により補償が受けられない場合があります。

※ 詳細はシルバー人材センター事務局にお尋ねください。